

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三第一項及び第二項において準用する法第二十六条の二第四項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 任命権者は、次条に定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の承認は、一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は、次条に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

(法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢)

第三条 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、五十五歳とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第四条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第五条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(実施規定)

第六条 この条例の実施に關して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(職員の給与に關する条例の一部改正)

2 職員の給与に關する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「あつた場合」の下に「(人事委員会規則で定める場合に限る。)」を加える。

(職員の退職手当に關する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に關する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「又は」を「、」に改め、「していない日のあつた月を除く。」

」の下に「又は職員の高齡者部分休業に關する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齡者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月」を加える。

第七条第四項中「月数とし」の下に「、高齡者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし」を加える。